

第8回  
介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会  
議事要旨

開催日：平成18年7月3日（月）  
場所：全社協・灘尾ホール

第8回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会  
議事要旨

- 1 日 時： 平成18年7月3日（月） 16：00～18：00
- 2 場 所： 全社協・灘尾ホール
- 3 出席者：  
井部俊子、江草安彦、京極高宣、國光登志子、高橋福太郎、田中雅子、  
対馬徳昭、中島健一、樋口恵子、廣江 研、堀田 聰子、柳田和平、  
綿 祐二、和田敏明の各委員  
<事務局>  
中村秀一 社会・援護局長、石塚 栄 総務課長  
矢崎 剛 福祉基盤課長、成田裕紀 福祉人材確保対策室長、  
後藤憲治 福祉人材確保対策室長補佐、石原美和 介護技術専門官
- 4 議事：  
◎検討会報告書案  
(「これからの中護を支える人材についてー新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた  
能力開発に向けてー」)

(後藤補佐) 御多用のところ、御参考いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第8回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会を開催いたします。なお本日は、阿部委員が御欠席でございます。

(京極座長) それでは開催いたします。本検討会もこれまで本年1月から7回にわたり、多岐にわたって議論をしてまいりました。特に委員の皆様の発表、ゲストスピーカーの発表、それから事務局からの説明等を踏まえまして、広範な角度から御意見を賜りました。

今回は前回までの御議論を踏まえて、事務局の方でこれまでの検討会の御議論を踏まえた報告書案を作成してもらいました。まず事務局より報告書案の全体像及び本日の進め方について御説明をいただいた後、委員各位の御意見をいただきたいと考えております。それではよろしくお願ひいたします。

(矢崎課長) 福祉基盤課長でございます。今座長からお話をございましたように、前回まで御議論をいただきました資料、御議論を踏まえまして、座長にもお諮りつつ、報告書案を御用意させていただきました。お手元にございますが、タイトルでございますが「これからの中護を支える人材について」副題的に「新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けて」とさせていただいております。

おめくりいただきまして1ページになりますが、目次になります。これで全体構図を見ていただきたいと思いますが、「はじめに」からあります、「I 介護福祉士を取り巻く状況」、「II 求められる介護福祉士像」です。以下「III 資格制度のあり方」から、「VII 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ」、ここは前回御議論を鋭意いただいたところでございます。

それからVIIIとして「魅力と働きがいのある職場づくり」、そして「補論」ということでございますが、補論は直接的には介護福祉士の人材養成とは若干離れますけれども、介護職員の需給見通しとか確保体制、これも本検討会で御議論を熱心にいただいたところでございますので、補論という形で位置づけて記述させていただいております。

また後で御紹介いたしますが、関連の主なデータ等々につきまして参考資料で置いてございます。

それからはじめにの箇所でございますが2ページでございます。はじめにということで、1つ目の○でございますが、介護福祉士制度は1988年の法制定以降18年が経過し、この間54万人ぐらいの方が、資格取得をされています。一方施設等におきましては4割の方が、介護福祉士の資格を持っておられるなど、中枢として活躍していただいている。さらに昨年の介護保険法に際しまして、関係の部会から将来的には任用資格は、介護福祉士を基本とするといった御提言をいただくとともに、介護保険法の国会での御審議に際しましても、介護労働力の確保、魅力を高める、そういう観点から資格のあり方の見直しに取り組むことこういった附帯決議を頂いております。こういった検討会の背景等を書かさせていただきました。

それから3ページでございますが、最後の方でございますが、本報告書は御議論を踏まえまして、今目次で見ていただいた事項について、課題と今後の方向性について取りまとめたものであるというふうに、「はじめの」方で書かせていただいております。

それから本日の進め方についてでございますが、見ていただきますように非常に大部な

報告書となっております。

まずⅠの「介護福祉士を取り巻く状況」、それからⅡの「求められる介護福祉士像」、そして前回御議論をいただきました、Ⅲの「資格制度のあり方」からⅦの「資格取得の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ」ここまでポイントについて御説明をいたしまして、まず御議論をいただきたいというふうに存じております

次にⅧの「魅力と働きがいのある職場づくり」、そして「補論」、「参考資料」について、御説明を行いまして、御議論頂きたいと存じます。そういう段取りで進めていただければというふうに考えております。ではそういうことで、まず前半部分でございます。Ⅰの「介護福祉士を取り巻く状況」、この報告書案の4ページからでございますが、ここから事務局の方からポイントの御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(成田室長) (報告書(案) 第Ⅰ章から第Ⅶ章まで説明)

(京極座長) ありがとうございました。これは読み上げますと大変大部になりますので、要点に絞って御説明をいただきました。ただいまの事務局からの説明があった部分について、御質問なども含めまして、自由に皆様の御意見をいただきたいと思います。既に前回御意見をいただいたかと思いますが、きょうは最後ということで、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

(和田委員) 今までの議論をよくまとめていただいたと思うのですが。幾つかございます。最後の少し細かいことも含めて。例えば7ページの人材確保の必要性等の2つ目の○ですが。人材養成については、その専門性が高度化するほど養成に係る社会的コストが増大することに留意すべきだ、というふうに書いてあるのですけれども。ちょっとどちらの方向でやるというのが、はっきりしない感じなので、むしろ質の高い人材が必要である。その場合には社会的コストがかかるので、その効果を明らかにして、国民の理解を得ることが必要だという感じに整理した方がいいのではないかということが一つ。

それから9ページの求められる介護福祉士像の場合に人材養成における目標が、12書いてあるんですけども、語尾が統一されていない感じがします。人材養成における目標というふうになっているので、養成カリキュラム検討の基本的な方向というぐらいにして、もう少し整理した方がいいのではないかということ。

⑧は一人でも基本的な対応ができるということの意味が、余り明確ではないかなというイメージを受けます。

それから前回発言した点ですけれども、13ページと14ページのところですが。教育内容のところで対人援助ということが教育内容の最初の○のところに入れてあるんですけども、次のページのところで見ますと、そのところが、どこで見るのかというところがよくわからないところがございます。これは提案ですが、こころとからだのしくみというところに、こころとからだと社会生活の仕組みということにして、社会的支援のことについて入れておいた方がいいのではないかと思います。

それから16ページですが、定期的見直しを例えれば10年ごとというふうになっているのですが、ちょっと長いかなという感じがいたします。これも、そういう感想です。

一応、以上です。

(京極座長) 今御意見をいただいたので、事務局からお答えできるものはお答えし、ま

た委員の中でも御意見がございますけれども、ものによっては最終的には事務局と私の方で修文したいと思いますが、必ずしも、御意見ですので、実はこういう理由でこうなったということをございますので、ちょっと微妙なところがあるので、私も気がついていたので。どうでしょう、一件一件やりますか。時間的なことは。

(矢崎課長) 幾つかいただきましたが、7ページのところの社会的コストのくだりであります。これは前回の御議論の中でも、どんな政策でもそうだと思いますが、コストベネフィットという視点がいるのではないかというような委員からの御発言が複数にわたってありましたので、書いております。

当然ながらそういうコストがかからなくても、それにふさわしいものとして、国民的な御理解もいただいていくということで、人材の育成についての検証も必要になる、そういう気持ちで書かさせていただいているということでござります。

それから9ページの方でございますけれども、求められる介護福祉士像ですが、これも2～3回ぐらい前、4月の末にお示しして御議論をいただいたものでございますけれども、これを受けて後の方の章で出てきます教育内容に、つなげていくという構成で、前段でこれを書いているということです。

あと「一人でも基本的な対応ができる。」という部分ですが、ここは歯切れよくセンテンスで書いてあるので、余り長々と、意図的に書いていません。キャッチフレーズ的に書いています。一人でも基本的な対応ができるというところは、別の部分で書き込んでいます。15ページの上から2つ目の○ですが、ここも前回の御議論のときに、一人でもできるというような表現で書いていたのですけれども、和田先生の方からちょっとわかりにくいというような御指摘もいただいたこともあります、一つは小規模の拠点で、いろんなことをやっていただくというような局面が出てくるだろう、そういうことでさまざまな介護ニーズに一人一人の職員が的確に対応できるような介護技術の幅を広げるようになりますということで、こちらの方では文章の方で詳しく書いてございます。こういう気持ちで先ほどの9ページのところは、キャッチフレーズ的に書かさせていただいているということです。

それから13ページです。社会的支援というような観点でありますけれども、これは具体的には、これまでにお話申し上げておりますように、カリキュラム、シラバスについては有識者の方、実践者の方に入っていただきまして、細部を御検討いただくということです。基本的にはこころとからだの仕組みという箇所は、その前段の方で縷々書いております、認知症の方もふえていく、それから予防からリハビリ、看取りまでというような領域が広がっていく中で、関連領域、医学領域について、充実もすべきという御議論もございました。そういう内容で再構成を考えていくという位置づけで考えております。

もちろんそれ以外にも、介護技術の中でも、例えば15ページのところですが、前回も和田先生がおっしゃいましたソーシャルワーク的なといいますか、社会的支援的な要素、そういうしたものもそこに縷々書いてございまして、例えば4つ目の○ですが、ケアマネジメントの制度の仕組みを踏まえた具体的な介護過程の展開というところで、私どもとしては書かせていただいているというつもりでございます。

それから16ページの定期的な、例えば10年ごとの見直しでございますけれども、例えばということでありまして、これももちろんそれいろいろな制度の変更、あるいはケアに対する考え方の変更、今後どういうふうに進んでいくかというのもございますが、少なく

とも気持ちとしては、今回いろいろ御議論をいただき、これも踏まえ具体的なシラバス、カリキュラムの検討を抜本的にやろうと思いますが、これも今後とも定期的にトライしていこうという気持ちで書かさせていただいているというところでございます。

以上私どもなりの考え方の御説明をさせていただきました。

(京極座長) よろしいでしょうか。私も9ページのところなんかはそうですけれども、これは1つの目標の表現で、例えば何とかできるというところの能力だけではないし。技術だけでもないし、非常にできるようにするということでございますので、あえて余り文章を統一しない方が、むしろ幅広くいいのではないか。

②の実際的能力というふうに割り切っちゃっているところは割り切ってもいいんですけれども、そうでない含みもあるし。

それからこことからだのところも、介護福祉士の定義の中で、身体上、精神的な障害があることに伴う日常生活の支障ということで、体と心はかなり極めて重要なことなので社会的な問題をその段階で入れちゃいますと、介護の性格がかなり変わっていってしまうので、最初の基礎のところ、ここにかなり社会システムとかそういうことを入れて、きちんとした理解をした上で、介護実践の上で必要な心と体の知識と中身について学ぶということで、あえて絞っているというニュアンスではないかと思います。

あと見直しについては、例えばですので、これは少なくとも10年に1回はやらなくてはいけないということです。余りにちょこちょこ変えると、学習する側もまた次の年試験問題も変わるのでないかと、今は制度もうんと目まぐるしく変わっていますので、そういう問題ももちろん当然ながら、試験問題も変わるわけです。ここで言っている内容はかなり大きな太い柱ということなので、ざっくりと文部科学省の中でも、教科書なんか変わるときも10年おきとかなっていますので、そんな程度でよろしいのではないかと思います。御議論としては受け止めたいと思います。

では今回は、綿さんの方から順番にいきますか。

(綿委員) 普段介護福祉士を養成しているという立場で、教育内容についての見直しのところで、基本的にはこの線で僕は大丈夫だなというふうに思っています。その中で恐らく先ほど座長の方から言われました、ソーシャルワークとケアワークという関係をしっかりと分けた科目にしていかないといけないのかなということを感じます。そこは恐らく人間と社会というところの中で、ソーシャルワークということとケアワークということをしっかりと分けながら考えていく。

そしてもう一つが、やはり医療との関係です。医療との関係をどういう科目の中のカリキュラムの中で、落としていくかということが、今後多分課題にはなってくるのかなということを感じます。

39ページのシラバスの見直しのイメージなんですが、前回からの議論の中で、それぞれ理論と実践というのをうまく融合していくかなければならないのかなということを思います。今まで13科目というたくさんある科目をこれだけ整理をしていくわけですから、科目自体が、実際にどのように網羅されていくのかということが、今後の課題だと思います。さらに例えば自立支援法の中で、今回3障害が一元化されているわけですから、そういう形で、例えば今後高齢者、障害者という枠組みだけではない中で、介護という一人の人をケアするということでの内容のカリキュラムを起こしていかなければならぬのではないか

かということを感じています。

あと将来的にはいわゆる科目とのつながりです。科目同士のつながりをどうやって置いていくかというのが、やはり次の検討の中に入れていただければというふうに思っています。以上です。

(京極座長) これから専門的な検討会を持つ予定ですけれども、そういう中でも受け止めて議論をしていきたいと思います。

(柳田委員) 9ページの求められる介護福祉士像ですけれども、この中で全体としましては、自立支援についてのいろんな部分という言葉が出てくるんですけれども、やはり今求められている介護福祉士像の中にも、自立支援の部分というのを例えば1番に入れるとか6番に入れるとか、その言葉が今のキーワードとして必要ではないかという感じがしています。以上です。

(京極座長) ちょっとと局長と御相談をして。

(矢崎課長) 一言だけ申し上げますと、前の方でもいろんな介護ニーズの変化というところで、自立支援の必要性等々は書いてきているつもりです。それを受けまして、それを手助けする、助長する点を介護福祉士さんの養成の目標として、違った視点からの項目として挙げているものです。

ですから究極の目的は先ほどの図でも御紹介しました尊厳あるケア、これはすなわち自立の促進というイメージで、全体としては書かさせていただいているということを申し上げたいと思います。

(堀田委員) 細かい点で、かつ必須ではないんですけども、24ページの専門介護福祉士のところに、認知症や障害への対応に加えて、管理能力などの分野ということが入っていますので、8ページの求められる介護サービスのところに、認知症や障害への対応ということに加え、今後サービスの質の管理であるとか、人的資源の管理、運営管理といったことが大切になってくるといった話を少し入れていただけるといいのかなと思いました。

(廣江委員) 私は2点だけ。23ページの資格取得後の問題ですけれども、基本的な考え方。後段は、現任研修のところはいいんですけども、やはり研修ということは自分の自己啓発、自主研修が必要だと思います。研修をいくら上から押しつけても、本人がその意識がなければ効果が上がりにくいと思います。このシステムは今看護と比べるとその意識が非常に少ないということをひしひしと感じますので、ぜひ自己研修が重要だということをうたっていただいた方がいいのではないか。

それからもう1点、先週地方の方へ行きましたときに、精神科の関係の方から、認知症の関係の病棟に勤める人たちに、介護福祉士への道が閉ざされているので、ぜひそこに道を開いてくれるように、この検討会で言ってくれということをおっしゃいましたので、お願いしておきたいと思っております。以上です。

(京極座長) 最後のところを。

(廣江委員) 認知症の治療・療養病棟がありますね。そのところに、無資格の方が入っているわけです。その方たちにも3年間の経験があれば介護福祉士の受験資格を与えていただきたいということです。

(矢崎課長) 2点いただいたと思います。1点目は23ページの関連です。この冒頭でま

ずは介護福祉士さん本人の自己努力、自己研修というスタンスが大事という点を記述しており、私どももそういう認識を持っております。23ページの一番上の〇、3行目ですが、介護福祉士さんは資格を取ってそれで終わりということではなく、生涯にわたって自己研鑽し、能力向上に努める必要があるということで、そういった方向は書かせていただいているということです。

2点目のお話は多分実務経験3年の範囲、どういうところでどういう仕事をされているという範囲の議論だと思います。ちょっと細かい話なので、今この段階で、どうこうと、なかなか言えませんけれども、ただこれだけ大きな改正をしていく中で、またそういういた話についてもお話を伺って、対応すべきものは対応していきたいと思います。

(中島委員) 大変よくまとめていただいている、特になのですが。15ページのカリキュラム、シラバスの検討というところで、私の認識では、この委員会はこの報告書を出したら終わりなのかなというふうに思っていたのですけれども、作業チームという言い方が、何か親委員会があって、作業チームが作業して、親委員会で承認するというときによく作業チームと使うのかなと思っていました。結構、今回大きな改正なので、作業チームというよりは、改定委員会とか。何かちょっと言葉を考えられたらいいかがかなと思いました。

(矢崎課長) 名称の問題は別にいたしまして、きょうできれば大きな方向性の報告書をいただきまして、ここにも書いてございますように、これも踏まえまして、大分緻密な、シラバスがどのくらい分厚くてどのぐらい書かれているのか、先生もよく御存じだと思いますけれども、そういうものは有識者の方、実践をやっておられる方、そういう方々にもお集まりいただいて、作業をしていきたいと考えております。

これは具体的には、法律というよりは、通知のたぐいになると思いますが、非常に大事な部分だと思いますので、そういう地に足がついた取り組みを、この報告書をいただけましたら、開始したいというふうに思っております。

(京極座長) 何とか委員会というよりも、ニュートラルなチームを使ったということだけなので、要するにこの委員会が終わったら直ちに作業に入るということでございますので、よろしくお願ひします。

それではお隣の井部先生、お願ひします。

(井部委員) 全体的に、たくさんの議論をよくまとめていただいたと思います。13ページの教育内容についてですが、ここどころが、この表現でいいのか。今考えていました。教育内容の1つ目の白丸で、「人間と社会」「こころとからだのしくみ」それから「介護」という3つのキーワードが出てきます。その前段についている説明文なんです。例えば「人間と社会」だと、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する人間と社会。それから「こころとからだのしくみ」は対人援助や他職種との協働に必要な基本的知識としての「こころとからだのしくみ」。それから、「介護」は根拠に基づく適切な介護の提供に必要な「介護」ということで、この説明が後ろに出てくる、13ページの下に、「人間と社会」について、それからこの次に「こころとからだのしくみ」について、「介護技術」について出てくるんですけども、この要約したものが、1つ目の〇のかぎ括弧の前に出てくるものと、どうもずれがあるような気がします。

例えば「人間と社会」は、教養とか倫理的態度の涵養だけなのかどうかというような疑

問があります。代替案がなかなか出せないんですけれども、そのあたりの表現をもうひとつ工夫してもいいかなというふうに思いました。以上です。

(矢崎課長) これは前回の御議論のときには、「人間と社会」のところは「基礎科目」というような言い方をさせていただいたのですけれども、「こころとからだ」とか「介護」とかという表現の並びで違った柔らかい言葉の方がいいのではないかというような御意見もちょうだいしたものですから、それならば、例えばですが、「人間と社会」はどうだろうということで表現させて頂いています。

ここではこれまで基礎科目として御議論をいたしましたが、例えば尊厳の保持を支える倫理観の醸成、それからコミュニケーション能力と、さらに加えていろんな仕事のベースとなります例えば介護保険法とか自立支援法といった制度の考え方、仕組みといったものを織り込みまして、時間的にも大分拡充しようというコンセプトでございます。

もちろん最終的にはこれも、シラバス上、カリキュラム上どういった名前にするかというのは、先ほどございましたけれども、チームの方でも御議論をしていただいて、その内容も踏まえて、また最終的には考えていくということになろうかと思います。

(京極座長) 医学的なところがあると思うのですけれども、1番目は資するというところに重点があつて。2番目は、としてのですから、3番目は必要なというので、必ずしも枕詞が同じ、何とかのためということではないので、全体としてわかりにくければ、また工夫したいと思いますけれども、それぞれ内容については、次のところから具体的に「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」、それから「介護技術」、「介護」というふうにトータルでもいいのでしょうかけれども、それがありますので、理解は深まるのではないかといふ気もいたします。検討する必要があればまた議論してみたいと思います。

(江草委員) それでは少々申し上げたいと思います。私は求められる介護福祉士像というところが、介護教育の目標ではないかというふうに思います。ここにある場所がいいのかという気もするくらいであります。その目標を実現するために、介護教育をどうするかということであろうかと思います。

そんな意味で表現の中では多少とも、いろんな文章のことありますから、考え方があろうかと思いますが。私は大変よくできているというふうに思っております。ただ、場所がどうかなということを思ったぐらいです。

次に13ページの1800時間という基本的な考え方のところですが、これは私どもとしては、3年間ということを考えておりますけれども、これはやはり途中経過であるということから考えると、1800時間は妥当かなというふうに思っております。

この中で私が大変注目すべきことは、教育内容を充実し、3年制以上の養成課程としての養成施設もあるが、上記の充実後の1800時間は、最低の基準ということです。この最低、というのは一体何かということをどこかで表しておいた方がいいのではないかというふうなことを思います。つまり教育内容についてという、これがコアとなるものが1800時間であると。プラスアルファは、どうぞ御自由にということですね、それをどこかで書いていただいたらどうかなと思います。

それは一つは、現状が大体2000時間やっているんです。1900時間ないしは2000時間やっています。そういうことから考えると、その中身を見てみると、例えばリクリエーショ

ンとか体育とか外国語というのもありますが、設立母体の性格上、宗教心を大変涵養しようというような学校もあるわけです。それはそれで結構なことですから。それはそれとして1800時間以外に頑張ってくださいという意味でやることが、あちらでもこちらにも色合いと匂いの違う花が咲くということでいいのではないかとふうに思っています。

それから15ページにあります、先ほどどなたかがおっしゃいました、一人一人が的確に対応できる介護技術、和田さんでしたか、おっしゃっておりました。それが17ページのところを見ますと、多職種協働のあり方を学ぶとあります。これは一人一人が、さまざまな介護ニーズに的確に対応できるということが、実はそれを少し専門職の横断的なものでいくと、17ページの多職種協働のあり方というふうにいくのではないかと思いますので、とがこの辺のつながりがあることを示すことはどうなのかなというふうに思います。いわば単能型でなくて、多能型の人間ということではないでしょうか。

それから養成校としては、大変関心の深い問題は、実習の問題です。これで実習生の数の制限、これについて弾力的に書いていただいているのは、大変結構ではないかというふうに思います。一施設5人であって、学生5人について一人の指導者というのは大変いいことではないかと思います。

もう一つのモデル事業があります。これはぜひ推進していただきたい。ここに書いてあるだけではなく、と思うんです。このようにやつたらこうなるぞということがわかれば、ほかのところも学びやすいのではないでしょうか。特にこれは、かねて私は申し上げておりますが、看護教育とか医学教育の場合は、かなり厳密に実習にふさわしい病院を決めております。この点では実習施設のあり方というのが、その次にありますので、このあたりを力を入れていただきたい。それから実習指導者の養成のことは当然であります。以上で、私は大変評価できる内容ではないかと思っています。

(京極座長) ありがとうございます。國光委員。

(國光委員) 大分出たのですけれども、関連するというあたりで、一つの提案ぐらいに受け止めていただければいいかと思います。9ページのところもやはり皆さんおっしゃいましたように、非常に重要なことなんですかけれども、若干配列の順番というか体系化というようなことがあってもいいのかなと思っています。倫理性というあたりは、尊厳を支えるケアの次くらいに出てきてもいいのかぐらいに思ったりします。相互の関係性を見るのは非常に難しいのですが。そういうことがわかりやすさにつながるかなというふうに思っております。

それから13ページの教育内容のところでございます。カリキュラムが盛りだくさんになってまいりますと、どうしても総論と各論というような形で、座学で展開されることが従来の進め方だった。それに対して委員の皆様方からも御意見が出ているところでございます。教育内容の中にかなり方法に関するところも含まれているかと思います。13ページ、14ページ、それから15ページという部分。そこを少し教育の方法というところも、特化して、何か実践力がつくという方法を目立つような形で書き出すというようなことも、一つかなというふうに思っております。提案の一つです。以上です。

(京極座長) この中で修文ということもありますけれども、検討会、作業チームでもう少し詰めるということも十分ありますので、受け止めておきたいと思います。

(高橋委員) 先生方からいろいろな御意見があったので、私が申し上げることがなく

なったような気がしますが、2～3申し上げさせていただきます。

今回のまとめの一番いいのは、福祉系高校がちゃんと残ったということが、一番いいなと私は思っています。しかしながら福祉系高校は、これまで介護福祉士受験については、1190時間がその基本ラインでございましたが、今般の検討委員会におきまして、1800時間ということで専門学校、短期大学、4年生大学と同等になった。私はこのことを正直言つて、福祉系高校にとっては大変厳しい現実であるというふうには受け止めています。

しかしながら今社会のニーズにこたえる介護福祉士のあり方ということを考えれば、これは、やむを得ないことであると認識致します。福祉教育をやっている高校が、のべ1011校に及び、また生徒も7万8402名もおるわけですが、我々としては、果敢に専門学校、短大、四大よりも質のいい介護福祉士を今後養成していくかなければいけないと、決意を固めているところでございます。

福祉系高校ではこの考え方には異論があるかもしれません、社会のニーズに対応すべきことながらを説き、一丸になって、日本の高齢社会を支える人材育成をしてまいりたいと思っているところです。とにかく福祉系高校が残ったというのが、37ページの図として示されてございますが、大変よかったです。感謝いたしているところでございます。

最後に、私は樋口先生を非常に尊敬しているので、もう一言申し上げますが、樋口先生と最初にお会いしたときには、福祉系高校は3級の介護福祉士という名称はどうだろうかといったようなお話をちらっと聞いたのですが、そのときは腰を抜かす思いでおりました。この場において、みな同じスタートラインに立ったことに感謝して、今後一層努力してまいります。どうもありがとうございました。以上です。

(田中委員) まず13ページの教育内容の充実に関する事から触れてみたいと思います。これまで私どもは、現場に働いて、そして実務経験ルートあるいは養成校ルート、さまざまなルートをとりながら、現実に介護業務についています介護福祉士の皆様のアンケートをいただきながら、教育年限については、現行の2年を見直すべきではないかということを申し上げてまいりました。

そのことについては、13ページ5つ目の○にありますように、将来的な課題とするというふうにされております。しかしながら前半の報告書の中で言われていることでは、今後2015年あるいは2025年を踏まえたときに、ここでは新しい世代の高齢者という表現をされておりますけれども、そういった方々に対する多様化するニーズ、今現段階で予測された見解を示しております。

しかしながら御存じのように、介護福祉士制度が生まれ18年の中で、とりわけ介護保険制度が入ったこの6年間の中で、利用者の意識やニーズが多様化してきたというのは、だれが見ても明らかな事実の中において、2015年あるいは2025年という、本当にこの教育年限の見直しが将来的な課題という形で曖昧にしていいのだろうかという疑問を持っております。

とりわけ16ページの中に定期的な見直しということについては、カリキュラム、シラバスということについての見直しに触れられておりますが、そういう意味において、教育年限においても、そういった時代の変換。とりわけ新しい時代の高齢者像が、実際台頭する2015年以降の状況というものを踏まえながら、きちんととらえるべきではないかというふうに思っております。

今度の改正の見直しが、やはり18年たって国民のニーズに合わなくなってきて、慌ててこのような形で検討会を組むということをやってきたと思うのですが、そうではなくて、本当の意味で先行して、よりよい質の高い介護福祉士の養成というのを考えるべきではないかというふうに思っております。

それから第2点目ですが、20ページにあります。18ページの実習施設のあり方ということで、特に実習の対象となる施設の種別ですが、ここではバランスよく介護実習が行えるようにということを書いてございますけれども、とりわけ小規模多機能、高齢者のみならず、とりわけ障害者自立支援法との関係でいうならば、やはりそういった障害者の方々が実際に生活をされている場面での学びというのも大変大きいと思っています。

特に最近の傾向を見ておりますと、やはり核家族化が進んでおりますし、また介護が必要な高齢者とともに暮らす経験を持った若者が少ないというのが現状です。そういう方々とともに学び育ち働いてという経験がないということで、身近に出会うこともあるという中で、障害を持っている人、高齢者の方々がそういった支援や介護を受けながら暮らすことのリアリティ、現実を実感することがないままに、やはり今の現実の若者たちがいると思います。

そういう意味において、実習施設についてはある一定の要件といつておりますけれども、別の意味で言うならば、開かれるという意味で、もちろん要件は必要なんですが。なるべくなら地域に開かれている施設、あるいは当事者の方々が主体的に活動している、そういう事業所も見ていく必要が、これからあるのではないかと思います。単なる実習施設が、これまで体験ということを兼ねて、そういうことも検討すべきでものではないかなというふうに思っています。

今のところは大きく2つあります。以上です。

(京極座長) カリキュラムをどこまで広くとらえるか。養成課程も含めてとらえるか。それともカリキュラム表という狭い意味でとらえるか。それによって変わってくるので、検討したいと思います。

(対馬委員) 大変立派なまとめ方だと思っています。その中で3点お願ひをしたいと思います。資料14ページ目に介護技術についてという記載があります。自立支援の観点から、介護予防からリハビリテーション、看取りを一貫して理解できるようにと書かれています。私は施設と在宅の介護を23年間経験してきた立場から言いますと、介護者が利用者さんに一方的に介護をするのではなくて、利用者さんと介護者が一緒にやる。このことがすなわち自立につながると考えています。

日本は、施設も在宅も、介護者が一方的に介護しており、その結果「過介助」になつていると痛感しております。ぜひ作業チームで議論する際に、利用者さんと介護する側が一緒にやろうという観点を盛り込んで検討いただきたいなと思っています。

2点目、17ページの実習のあり方でございます。実習する場所としては、3施設の実習だけではないわけです。この文章を見るとどうも実習施設と書かれていますし、20ページには、施設と在宅の実習をバランスよくしなさいと書かれていますので、施設実習だけではなく、ぜひとも在宅実習を明記してほしいと思います。

看護師養成の指導要綱の中には、実習施設として訪問介護について明記されておりますので、この報告書にも、在宅実習について明記してほしいと思っております。